

山梨県公報

号外第十九号

平成二十六年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(議会)

- 1 平成二十六年三月三十一日をもって終了する県議会議員の議員報酬に係る特例減額措置については、本県の財政状況等に鑑み、引き続き次の措置を講ずることとした。
 - (一) 現行の特例減額措置に係る減額率を次のとおり改めることとした。
 - (1) 議長 百分の十 ↓ 百分の五
 - (2) 副議長 百分の九 ↓ 百分の四
 - (3) 議員 百分の八 ↓ 百分の三
 - (二) 減額期間は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。ととした。
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十四号

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間における特例)

第三条 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に係る議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、条例第一条の規定にかかわらず、議長にあっては同条に定める議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあっては同条に定める副議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の四を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあっては同条に定める議員の議員報酬の月額から当該月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番